

第2章

市民が主役のまちづくり

- 5 市民が主役の地域づくり
- 6 人権尊重のまちづくり、男女共同参画社会の形成
- 7 効率的で、健全な行財政基盤づくり

5 市民が主役の地域づくり

(1) 地域コミュニティの振興

基本方針

地域づくりは、まちづくりの原点であり、引き続き市民の地域に対する関心を高め、地域でのふれあいや連帯感の回復を図るため、地域イベントや行事の活性化を図るとともに、自治会、子供会、女性会などの組織の育成を促進します。さらに、ふるさとづくり推進協議会を中心にして、地域を担う次世代の人材育成等の研修、校区間の交流などへの公的支援を図りながら、各自治会を核に住民同士がお互いに支え合い、助け合う地域福祉活動や防災活動、防犯活動等を行うコミュニティ体制づくりを強化します。

目標指標

指 標	説 明	現 状	H24	H29
自治会参加者数			～	
子供会参加者数			～	
女性会参加者数			～	

現状と課題

都市化や核家族化の進展といった社会環境の変化に伴い、地域で暮らす住民同士の連帯意識の希薄化、世代間の断絶、住民相互の意識の相違といった現象が強まり、市民の生活意識の中から、地域社会に対する関心や依存度が低下しています。

しかしながら、反面、ふれあいとうるおいのある地域づくりやふるさとづくりが叫ばれ、地域の中でまちづくりについて協議するような動きが生まれています。

本市では、ふるさとづくり推進協議会の活動支援や研修事業に対して補助金を交付したり、備品の貸し出しを行っています。

今後、このようなふるさとづくりやまちづくり、地域イベント・行事の活性化を通じて地域コミュニティの振興を図り、各自治会を核に住民同士がお互いに支え合い、助け合う地域福祉活動や防災活動、防犯活動等を行うコミュニティ体制づくりが重要となっています。

施策体系

(1) 地域コミュニティの振興

① コミュニティ活動の活性化支援

② 地域イベント・行事の活性化

施策展開

① コミュニティ活動の活性化支援

● 施策内容

ふるさとづくり推進協議会を中心に、次世代の人材育成、校区間の交流等への公的支援を図りながら、行政との協働による地域づくりを推進します。

● 主な取り組み

② 地域イベント・行事の活性化

● 施策内容

地域でのふれあいや連帯感の回復を図るため、地域イベントや行事の活性化を図るとともに、自治会、子供会、女性会などの組織の育成に努めます。

● 主な取り組み

・

5 市民が主役の地域づくり

(2) 市民活動の活性化

基本方針

市民と行政との協働のまちづくりを推進する主体を育成するため、社会福祉協議会との役割分担を図りながら、市民のボランティア活動への参加意欲を向上させ、その要望に的確に対応できるよう総合窓口を設置し、市民活動に関する情報を収集し市民に提供する仕組みを整備します。

また、公共施設や空き店舗の活用を視野に、関係団体の要望を把握しながら、市民活動の拠点となるセンターを整備し、市民活動を支援します。

目標指標

指標	説明	現状	H24	H29
ボランティア団体数		500	～	増やす
NPO法人の認証数	特定非営利活動促進法により 県が認証を行った法人数	11	～	増やす
ボランティア・NPO等の活動	市民アンケート（満足度）	9.2%	～	増やす

現状と課題

市内には、アダプトプログラムをはじめ、住民自身が自ら住むまちの魅力や誇りを大切に、まちづくりに参加するという気運が高まり、様々な市民ボランティア活動やNPO法人が生まれています。

市民ボランティア活動については、これまで社会福祉協議会が事実上主管し、行政内では、各課がそれぞれ関係団体を把握している状態で、市としての総合的な窓口はなく、市全体としてそれらのボランティア組織や活動内容を十分把握できていませんでした。

その結果、ボランティア組織相互の情報交流や一般市民へのボランティア活動の情報提供も十分ではありませんでした。

今後は、市民主体の地方自治の実現に向け、市民ボランティアの総合窓口を設け、「地域の役に立ちたい、力になりたい」という市民の気持ちを受け止めることのできる環境づくりを行い、ボランティア組織の把握・活動支援、一般市民への情報提供などを行うとともに、活動・交流の拠点となる市民活動センターの整備が必要となっています。

施策体系

(2) 市民活動の活性化

① ボランティア・NPO等の育成

② 市民活動センターの整備

施策展開

① ボランティア・NPO等の育成

● 施策内容
市民のボランティア活動への参加要望に的確に対応できるよう総合窓口を設置し、市民活動に関する情報を収集し、提供する仕組みを整備します。

● 主な取り組み

② 市民活動センターの整備

● 施策内容
公共施設や空き店舗の活用を視野に、関係団体の要望を把握しながら、市民活動の拠点となるセンターを整備し、市民活動の支援を図ります。

● 主な取り組み

5 市民が主役の地域づくり

(3) 市民と行政との協働のまちづくり

基本方針

市民と行政が対等・平等の関係で、適切な役割分担で協力しあう「協働のまちづくり」を推進するため、市民と行政の広報・広聴機能の充実を図るとともに、政策の企画段階から住民が参加できる体制づくりを強化します。

また、情報公開制度、議会中継等を充実させ、市政に関する情報を市民と行政が共有しながら、共にまちづくりを推進します。

さらに一歩進めて、市民と行政がともに役割を担う参加と協働の体制を確かなものとするため、自治体運営の基本原則を条例などとして定め、それを推進するための仕組みを検討します。

目標指標

指 標	説 明	現 状	H24	H29
市民主役の地域づくりの推進	市民アンケート（満足度）	12.5%	～	増やす
地域リーダー・人材の育成	市民アンケート（満足度）	6.0%	～	増やす

現状と課題

少子高齢化の進行、経済のグローバル化による産業の空洞化など社会経済環境の変化により、国も地方自治体も非常に厳しい財政状況にあり、市民ニーズの多様化や地域の課題に応えるには行政だけで全て対応するには困難となっています。

一方、地域の課題を自ら解決しようという、市民の自主的・自発的な活動が次第に活発になり、従来の行政主導による行政運営のあり方を見直すことが求められています。

本市では、市民の行政参画として政策の企画段階から住民が参加できる体制づくりに取り組み「まちづくり市民会議」の設置、市民とのコミュニケーションを深める場としての「対話の日」の開催、市職員が講師として地域に出向いて市の現状や課題について説明する「出前講座」の開設、市政の状況を説明する「市政説明会」の開催などを行ってきました。さらに、市民への説明責任を果たし、行政運営の透明性・公正性を確保するため、住民投票制度、市民意見公募（パブリックコメント）制度の導入を図りました。

今後は、市民と行政が対等・平等の関係で、適切な役割分担で協力しあう「協働のまちづくり」を推進するため、これらの広報・広聴活動をさらに充実するとともに、その役割分担を明確にするなど住民自治の基本理念・原則を定めた条例の制定を検討することが求められています。

施策体系

(3) 市民と行政との協働のまちづくり

① 市民参加の機会づくり

② 広報・広聴機能の充実

③ 市政情報公開の推進

④ 市民と行政との協働体制の整備

施策展開

① 市民参加の機会づくり

● 施策内容

市民と行政が協働しながらまちづくりを進めていけるよう、政策の企画段階から住民が参加できる体制づくりを整備します。

● 主な取り組み

② 広報・広聴機能の充実

● 施策内容

市民の声を生かす行政運営のため、市民と行政の広報・広聴機能の充実を図るとともに、市政要覧等を活用してシティセールス（対外広報）を強化します。

● 主な取り組み

③ 市政情報公開の推進

● 施策内容

市民と行政の協働のまちづくりを推進するため、情報公開制度、議会中継等を充実させ、市政情報を市民と行政が共有し、共にまちづくりを推進します。

● 主な取り組み

④ 市民と行政との協働体制の整備

● 施策内容

市民と行政がともに役割を担う参加と協働の体制として自治体運営の基本原則を条例などとして定め、それを推進するための仕組みの整備に努めます。

● 主な取り組み

6 人権尊重のまちづくり、男女共同参画社会の形成

(1) 人権尊重のまちづくりの推進

基本方針

市民一人ひとりの人権が保障され、差別や偏見のない明るい社会を築くため、地域、学校、企業など様々な場を通じて人権問題への関心を喚起し、人権教育、人権啓発の推進に取り組む体制の整備を図ります。

また、人権擁護委員の活動や県の専門機関と連携しながら、人権被害に対する相談体制の充実を図り、人権被害者への迅速な救済と自立支援を促進します。

目標指標

指 標	説 明	現 状	H24	H29
人権教育推進講座の参加者数			～	
人権講演会の参加者数			～	

現状と課題

人権尊重に関する取り組みとして、国では平成12年12月、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律が施行され、重要課題にあげられている、女性、子ども、高齢者、障害者、外国人等に対するいわれのない偏見や差別の解消に取り組んでいます。

近年では、差別的取り扱い、いじめ、児童虐待、セクシュアル・ハラスメント（性的嫌がらせ）、ドメスティック・バイオレンス（DV：配偶者やパートナーなど親密な関係にある（あるいはあった）者からの暴力）など表面化しにくい人権侵害が多くなっています。

本市では、学校教育・社会教育において、すべての人々の人権が尊重された心豊かな地域づくりを進める市民の教育を図るために、人権教育を推進しています。

また、人権侵害の事案に対しては、人権擁護委員の活動や県の専門機関との連携のもとで被害者救済の取り組みを行っています。

今後は、学校・家庭・地域・職場等様々な場を通じて、差別や偏見のない人権尊重の社会を築くため、人権教育を推進していく上で、支援体制の整備、指導者の養成、学習機会の充実、人権啓発の推進に取り組む必要があります。

施策体系

(1) 人権尊重のまちづくりの推進

① 人権教育・啓発の推進

② 人権擁護活動の推進

施策展開

① 人権教育・啓発の推進

● 施策内容
差別や偏見のない明るい社会をつくるため、地域、学校、企業など様々な場を通じて人権教育、人権啓発の推進に取り組む体制の整備を図ります。

● 主な取り組み

② 人権擁護活動の推進

● 施策内容
関係機関と連携しながら配偶者・パートナーからの暴力（DV）など人権被害に対する相談体制の充実を図り、人権被害者への迅速な救済と自立支援に努めます。

● 主な取り組み

6 人権尊重のまちづくり、男女共同参画社会の形成

(2) 男女共同参画社会の形成

基本方針

「男女共同参画プラン」を着実に実施して、男女平等の視点から従来の社会制度や慣行の見直しを進め、家庭・地域・職場などのあらゆる場への男女の平等な参画、多様な生き方が可能となる条件整備を促進します。

特に「女（ひと）と男（ひと）の一行詩」募集事業を通して全国に情報を発信し、人々の意識改革を行い、「男は仕事、女は家庭」という性別による固定的な役割分担意識の解消を図ります。

また、男女が共に社会の対等な構成員として生きられる社会の実現に向け、女性の社会活動への参画を支援します。

目標指標

指 標	説 明	現 状	H24	H29
「女（ひと）と男（ひと）の一行詩」募集事業の公募数		2,652	～	3,000
女性団体連絡協議会の所属団体数		13	～	

現状と課題

近年、女性の能力発揮に対する社会的な要請が強まり、国では平成11年に「男女共同参画社会基本法」が制定され、平成12年に「男女共同参画基本計画」が策定、平成17年12月に「男女共同参画基本計画（第2次）」が閣議決定されました。

特に女性の社会進出が進み、就業者の増加をはじめとして環境問題等様々な市民活動に取り組む女性も増えてきました。

しかし、「男は仕事、女は家庭」という性別による固定的な役割分担意識が根強く残っていることと併せて、女性の社会進出を支援する仕組み等の未整備により、家事・育児・介護を理由に就業や活動を中断する女性が多くみられます。

一方、男性も仕事中心の生き方のために、地域とのかかわりや家庭における家事・育児等へのかかわりが少ない状況です。

本市では、啓発事業として「女（ひと）と男（ひと）の一行詩」募集事業を実施して全国に向けて情報発信を行うとともに、平成19年度に「男女共同参画プラン」を策定しました。

今後は、「男女共同参画プラン」を着実に実施して男女平等の観点から従来の社会制度や慣行の見直しを進め、家庭・地域・職場などのあらゆる場への男女の平等な参画、多様な生き方が可能となる条件整備が求められます。

施策体系

(2) 男女共同参画社会の形成

① 男女共同参画社会システムの充実

② 社会活動への参画支援

施策展開

① 男女共同参画社会システムの充実

● 施策内容

「女（ひと）と男（ひと）の一行詩」募集事業を通して全国に情報を発信し、男女平等に対する意識啓発を行い、男女共同参画社会の実現を図ります。

● 主な取り組み

② 社会活動への参画支援

● 施策内容

男女が共に社会の対等な構成員として生きられる社会の実現に向け、女性の社会活動への参画を支援します。

● 主な取り組み

7 効率的で、健全な行財政基盤づくり

(1) 効率的な行政運営の推進

基本方針

行政改革により、市民ニーズを起点に行政評価を行って事務事業を見直し、限られた財源を重点化するとともに、施設の統廃合や民間委託、指定管理者制度の導入等を図ります。

こうして常に市民ニーズと業務量に見合った職員配置に努めるとともに、部課の統廃合等組織機構の再編成を行い定員の適正化を推進します。

また、きめ細かな行政サービスの提供を図るため、電子自治体の実現を図り、電子申請、ワンストップサービス、窓口サービス時間延長等の拡充を図るとともに、文書事務を電子化する統合文書管理システムの導入を促進します。

さらに、市民ニーズの多様化・高度化に対応し専門的かつ高度な行政サービスを提供できるよう、職員の資質向上を図るため、職員研修を充実します。

目標指標

指 標	説 明	現 状	H24	H29
指定管理者制度導入施設数		19	～	
職員数		1,027	～	減らす

現状と課題

少子高齢化の進行により、介護サービスなど新たな行政サービスに対応するための予算が増大する一方で、税収の伸び悩み、地方交付税の縮減など、地方自治体は厳しい財政運営を迫られています。

また、地方分権の推進により、自主財源の確保と効率的な行財政運営による自主的・自立的な自治体運営が求められています。

本市は年少人口の減少と高齢人口の増加傾向が顕著であり、さらに合併により市域が拡大し、地域間格差、重複施設、組織機構の肥大化など、取り組むべき課題が多くあります。

このため、中長期的な行政改革の指針となる「行政改革大綱」を着実に実施して、施設の統廃合・民間委託・指定管理者制度の導入・定員適正化による簡素な組織機構の実現を図る必要があります。また、住民票、戸籍などの窓口関連業務や文書管理など内部行政事務の電子化・システム化に取り組み、電子申請に対応した電子自治体の形成を図ることも必要です。さらには、行政評価制度の導入など市民ニーズに迅速かつ的確に対応する効果的・効率的な行財政運営の確立を図るとともに、それらを実現するための人材育成を推進するため、職員研修体制の一層の充実・強化を図る必要があります。

施策体系

(1) 効率的な行政運営の推進

① 行政改革の推進

② 組織・機構の見直し、定員の適正化

③ 電子自治体の形成と行政サービスの充実

④ 職員研修の充実

施策展開

① 行政改革の推進

● 施策内容

行政改革により、市民ニーズを起点にした行政評価を行って事務事業を見直すとともに、民間のノウハウや職員提案を活用してサービスの質の向上を図ります。

● 主な取り組み

② 組織・機構の見直し、定員の適正化

● 施策内容

市民ニーズと業務量に見あった職員配置に努めるとともに、部課の統廃合等組織機構の再編成を行い定員の適正化を推進します。

● 主な取り組み

③ 電子自治体の形成と行政サービスの充実

● 施策内容

電子自治体の実現を図り、電子申請、ワンストップサービス、窓口サービス時間延長等の拡充、文書事務を電子化する統合文書管理システムの導入を図ります。

● 主な取り組み

④ 職員研修の充実

● 施策内容

専門的かつ高度な行政サービスを提供できるように、職員の資質向上を図るため、職員研修を充実します。

● 主な取り組み

7 効率的で、健全な行財政基盤づくり

(2) 財政運営の健全化

基本方針

従来の行政主導から市民の目線に立って行政活動によって「どんな目的・効果が達成されたのか」という市民本位の行政運営へ転換するため、行政評価システムを導入し、限られた財源の重点的かつ計画的な配分を行います。

このため、自主財源の確保に向けて、市税等の収納対策、各種使用料・手数料の見直し、広告掲載による収入確保、市有財産の有効活用、新規財源などについて検討を行います。

山陽市民病院は、第5次病院事業経営健全化計画を推進し、不良債務の解消を図ります。また、オートレース事業は、公設民営方式による包括的民間委託を推進します。

目標指標

指 標	説 明	現 状	H24	H29
実質公債比率		23.7%	～	18.0% 未満
経常収支比率		96.1%	～	75.0%
			～	

現状と課題

少子高齢化による人口減少時代を迎える一方、財源不足による厳しい財政状況に直面しています。

健全な財政運営を図るため、民間委託、指定管理者制度の導入による経常的な歳出の抑制、市税の適正な課税や滞納情報管理システムの導入等による自主財源の確保、使用料・手数料の適正化などが求められます。

また、行政評価システムを導入することにより、政策目標の達成に向けて事務事業の選択・見直し等を常に行うとともに、事業収支改善計画を策定し、具体的な健全化策を推進する状況を確認しながら、歳出全般の効率化と財源配分の重点化を図ることが必要です。

病院事業においては、将来構想を策定するとともに、病院事業健全化計画による具体的な健全化策を推進することが必要です。また、オートレース事業においては、オート界の構造改革に沿った事業健全化策を推進するとともに、経営リスクを負わず安定的な収入を確保する包括的民間委託により、累積赤字等負債の解消を図るなど、経営健全化に努めることが必要です。

施策体系

(2) 財政運営の健全化

① 財政の効率的運営

② 自主財源の確保

③ 公営企業の経営健全化

施策展開

① 財政の効率的運営

● 施策内容

市民の目線に立った行政活動により「どんな目的・効果が達成されたのか」という市民本位の行政運営へ転換し、限られた財源の重点的配分等を進めます。

● 主な取り組み

② 自主財源の確保

● 施策内容

自主財源の確保に向けて市税等の収納対策、各種使用料・手数料の見直し、広告掲載による収入、市有財産の有効活用、新規財源の確保に努めます。

● 主な取り組み

③ 公営企業の経営健全化

● 施策内容

山陽市民病院は経営健全化し、不良債務の解消を図るとともに、オートレース事業は、包括的民間委託による経営健全化を推進します。

● 主な取り組み

7 効率的で、健全な行財政基盤づくり

(3) 広域連携の強化

基本方針

財政負担軽減の折、宇部市・山陽小野田市・美祢市の枠組みによる宇部小野田広域市町村圏振興整備協議会の事業が縮小する中、山口県立おのだサッカー交流公園などを活用して広域圏における交流を促進します。また、広域圏の地域課題の一体的で総合的な解決と地域全体の活性化を目指し、医療システム、高齢者や障害者福祉、スポーツ文化、観光などの分野で広域連携事業の検討を行います。

目標指標

指標	説明	現状	H24	H29
広域連携事業件数			～	

現状と課題

現在の社会経済情勢は、少子高齢化、国際化、高度情報化の進展や高速交通体系の整備に伴う生活圏や経済活動の広域化により急激に変化しています。

このような背景のもとに、市民のニーズは高度化、多様化し、限られた財源の範囲で、すべてのニーズに対応することは困難です。このため、市域を超える広域的な取り組みによって、圏域内の住民がそれぞれの市町の機能を享受できる仕組みづくりを進めることが必要になっています。

本市は、このような仕組みとして宇部小野田広域市町村圏振興整備協議会を設立し、広域行政を推進してきました。

また、平成18年には広域圏を含む近隣の5市によって、環境分野における相互連携に関する協定を行いました。

今後とも広域圏の地域課題の一体的で総合的な解決と地域全体の活性化を目指し、情報交換を行いながら、医療システム、高齢者や障害者福祉、スポーツ文化、観光などの分野において広域連携事業を検討していく必要があります。

施策体系

(3) 広域連携の強化

① 広域行政の推進

② 関係市町村間の連携強化

施策展開

① 広域行政の推進

● 施策内容

財政負担軽減の折、広域圏の事業が縮小する中、山口県立おのだサッカー交流公園などを活用して広域圏における交流を促進します。

● 主な取り組み

② 関係市町村間の連携強化

● 施策内容

広域圏の地域課題の一体的で総合的な解決と地域全体の活性化を目指し、広域連携事業の検討を行います。

● 主な取り組み

